

平成25年度 健全化判断比率等の公表について

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」の規定による、平成25年度決算に基づく光市の健全化判断比率及び資金不足比率をお知らせします。

1. 健全化判断比率

健全化判断比率は、次のとおりで、いずれの指標についても、早期健全化基準、財政再生基準を下回りました。

(単位：%)

区 分		光 市	早期健全化 基準	財政再生 基準
実 質 赤 字 比 率	25年度	—	12.98	20.00
	24年度	—	12.97	
連結実質赤字比率	25年度	—	17.98	30.00
	24年度	—	17.97	
実質公債費比率	25年度	10.7	25.0	35.0
	24年度	11.9		
将来負担比率	25年度	58.0	350.0	
	24年度	70.4		

(※) 実質赤字額、連結実質赤字額がないため「— (該当数値なし)」としています。

2. 資金不足比率

各公営企業における資金不足比率は、次のとおりで、全ての公営企業会計について該当数値なしとなりました。

(単位：%)

会 計 名		資金不足比率	経営健全化基準
光市簡易水道特別会計	25年度	—	20.0
	24年度	—	
光市下水道事業特別会計	25年度	—	20.0
	24年度	—	
光市水道事業会計	25年度	—	20.0
	24年度	—	
光市病院事業会計	25年度	—	20.0
	24年度	—	
光市介護老人保健施設事業会計	25年度	—	20.0
	24年度	—	

(※) 資金不足額がないため「— (該当数値なし)」としています。

総括表① 健全化判断比率の状況（平成25年度決算）

Ver.25.00

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
352101	山口県	光市	-	-	10.7	58.0

団体区分

3.市

↑※必ず選択して下さい。

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	12.98	17.98	25.0	350.0
	12,695,322	1,438,871	財政再生基準	20.00	30.00	35.0

総括表② 連結実質赤字比率等の状況（平成25年度決算）

Ver.25.00

団体名 山口県光市

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	723,778	5.7
	墓園特別会計	-2,392	0.0
小 計	721,386	5.7	
標準財政規模	12,695,322	100.0	
実質赤字比率 (%)	-5.68	※	

会 計 名		実質収支額	(分母比)
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計	265,509	2.1
	介護保険特別会計	102,843	0.8
	後期高齢者医療特別会計	1,010	0.0

(単位:千円)

会 計 名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	水道事業会計	810,581	6.4
	病院事業会計	4,420,733	34.8
	介護老人保健施設事業会計	434,469	3.4
法 非 適 用 企 業	簡易水道特別会計	3,649	0.0
	下水道事業特別会計	0	
合 計	6,760,180	53.2	
標準財政規模(再掲)	12,695,322	100.0	
連結実質赤字比率 (%)	-53.24	※	

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示されます。

総括表③ 実質公債費比率の状況(平成25年度決算)

Ver.25.00

団体名 山口県光市

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	元利償還金の額(繰上償還額を除く)(3③A表「元利償還金」欄の数値を転記)	積立不足額を考慮して算定した額(3①表「エ」欄の数値を転記)	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)(3①表「ウ」欄の数値を転記)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金(3②表「合計※」欄の数値を転記)	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子	特定財源の額(3③A表「特定財源計」欄の数値を転記)	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るものに限る。)	災害復旧費等に係る基準財政需要額	災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るものに限る。)
平成23年度	2,027,428			1,476,718	262,464	27,009	17	570,320	331,774	209,528	850,531	401,083
平成24年度	2,066,856			1,397,085	180,402	26,639	191	538,927	327,747	215,105	896,107	364,840
平成25年度	2,022,381			1,303,159	155,217	25,385	28	515,940	298,949	216,654	975,280	324,670

	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額
平成23年度	32,240	131,367	7,732,854	3,571,038	1,456,426
平成24年度	32,594	116,489	8,138,687	3,243,377	1,440,004
平成25年度	31,637	107,161	7,864,822	3,391,629	1,438,871

⑱
地方財政法第5条の3第4項第1号の規定に基づき総務大臣が定める額(特別区のみ記入)

	実質公債費比率(単年度)
平成23年度	11.72544
平成24年度	10.85053
平成25年度	9.64418

実質公債費比率(3カ年平均)
10.7

(参考)

	⑥の内訳								
	PFI事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第7条第1号)	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの(省令第7条第2号)	国土土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金(省令第7条第3号)	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料(省令第7条第4号)	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助(省令第7条第5号)	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第6号)	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第7号)	その他これらに準ずると認められるもの(省令第7条第8号)	利子補給に係るもの(政令第12条第4号)
平成23年度					4,914			22,095	
平成24年度					4,863			21,776	
平成25年度					4,813			20,572	

総括表④ 将来負担比率の状況（平成25年度決算）

Ver.25.00

団体名

山口県光市

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額	地方道路公社			連結実質赤字額	組合連結実質赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等		
22,979,820	80,607	10,982,272	1,022,142	3,486,502	26,100	0	0	26,100	0	0
(分母比) 214	1	102	10	33	0			0		

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能特定歳入	基準財政需要額算入見込額	
		うち都市計画税	基準財政需要額算入見込額
6,134,710	3,979,913	3,361,944	22,228,991
(分母比) 57	37	31	207

将来負担額 A	359	—	充当可能財源等 B	301	A - B	58	将来負担比率 (%)
38,577,443			32,343,614		6,233,829		
=							
標準財政規模 C	118	—	算入公債費等の額 D	18	C - D	100	
12,695,322			1,954,351		10,740,971		
=							
							58.0